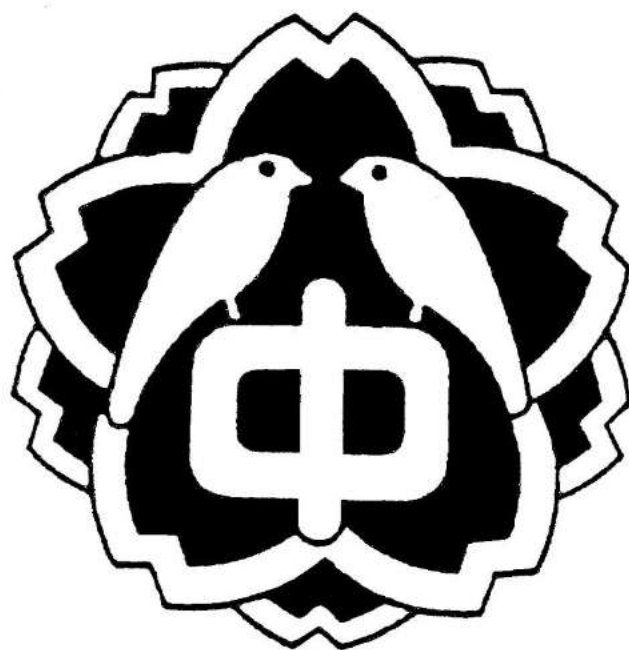


八幡中学校



生徒心得

【本校の教育目標】

- 礼節を重んじ、心豊かな生徒
- 深く考え、自ら学ぶ生徒
- 命を尊び、心や体を鍛え、たくましく生きぬく生徒

【校 訓】

- 責任 ○誠意 ○健康

【生徒会目標】

- 礼儀 ○親切 ○整頓

【通学規定】

- 徒歩通学とする。

※通学方法に変更がある場合は、担任まで申し出る。

【最終下校時刻】

4～10月	17:00
11・12・1月	16:30
2・3月	17:00

【諸 届】

1. 欠席・遅刻をする場合は、欠席連絡アプリ (tetoru) で学校へ連絡する。(当日8:20まで)
2. 旅行等で「学生割引」が必要な場合は、早めに申し出て「旅行届」を提出し、手続きをする。
3. 通常の通学方法(徒歩通学)がとれなくなった場合には、担任に申し出る。
4. 忌引き欠席の場合は次の日数により忌引きすることができる。

父 母	7日間	兄弟姉妹	3日間
-----	-----	------	-----

祖父母	3日間	伯叔父母	1日間
-----	-----	------	-----

曾祖父母	1日間
------	-----

5. アルバイトは原則認めない。

家庭の事情がある場合は、校長の許可を得ること。

【服装身なりについての規定】

服装や身なりは社会に対する心構えである。社会へ出るための準備として、場に応じた服装や身なりを意識して生活できるよう定めている。

1. 服装について

(1) 制服（以下の物を制服として学校生活での着用を認める）

- ・標準学生服（学ラン） ・白・紺の標準セーラー ・知多市指定のブレザー
- ・白色の開襟シャツ ・白色のカッターシャツ ・白色のブラウス
- ・無地のポロシャツ（白・黒・紺色）
- ・標準学生ズボン（タックなし） ・標準学生スカート（標準ひだ）
- ・知多市指定のスラックス ・知多市指定のスカート、キュロット
- ・無地のカーディガン、セーター、ベスト（白・黒・紺・灰色で一色のもの）
- ・リボン ・ネクタイ ・ベルト

※衣替えの期間は指定しない。切り替えは各自で判断する。

(2) 制服着用の注意

周囲に爽やかな印象を与える着こなしと清潔さを重んじ、常にハ中学生として誇りと常識をもって、着崩すことなく着用する。

- ・制服は自分の体格に合ったサイズを着用する。
- ・カッターシャツ、開襟シャツ、ブラウス等の裾出しはしない。
- ・スカートを着用する際は、立ち膝をして裾が床に着く長さとする。
- ・ネクタイ・リボンの着用は場に応じて判断する。（式典などは必ず着用する）
- ・ポロシャツの上にブレザーを着用してもよい。ただし、裾をズボンにしまうこと。
- ・カーディガン、セーター、ベストを着用するときは、下にポロシャツ、カッターシャツ、ブラウスを着用する。
- ・教室で防寒着を着用しない。寒い場合は学校用ジャージを着用してもよい。

(3) 制服以外のもの

- ・制服の下に着用するシャツは白・黒・紺・灰色で1色を基調とした華美でないもの。
- ・靴下は白・黒・紺・灰色で1色を基調とした華美でないもの。
- ・ベルトは黒・紺・茶色で模様のないもの。
- ・防寒着は華美でないものとし、着用は基本的には登下校のみとする。
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマーなどの防寒具は安全に着用する。
- ・靴は運動に適したものとする。

(4) 学校指定品

- ・体操服 ・ジャージ上下 ・ハーフパンツ ・体育館シューズ ・スリッパ

※必ず記名をし、落書きなどをしないこと。

2. 身だしなみについて

(1) 頭 髪

- ・中学生としてふさわしい、過度でないものとする。
- ・前髪が目には掛からないようにする。
- ・肩に着く場合は、後ろで編むかゴム等で縛る。
(ゴムは単色で飾りのないもの、ヘアピンは黒、紺色で大きすぎないもの)
- ・染色・脱色はしない。

(2) その他

- ・化粧はしない。
- ・眉毛は過度に細くしたり、形を変えたりしない。
- ・爪は常に短く清潔にする。マニキュアなどは禁止する。
- ・アクセサリーは身につけない。

3. 持ち物について

(1) カバン

- ・ロッカーに入る大きさで、両手が空く形の物にする。
- ・サブバックとして手提げ等のカバンは使用してもよい。
- ・キーホルダーなどは目印に1個までとする。ただし大きい物はつけない。

(2) その他

- ・学校生活に不要な物は持ってこない。
- ・登下校中に日傘や帽子の使用を認める。
- ・熱中症対策として冷却タオル、冷却シートに使用を認める。ただし、首が絞まる危険がある活動においては、教員の指示で外して活動する。
- ・熱中症対策として、スポーツドリンクの持参を認める。ただし、炭酸でないものとする。

【八幡中学校の生活上のきまり】

1. 時間・出欠

- (1) 朝は8:25までに教室に入り、自分の席に着席する。(チャイムが鳴るまでに着席)
※8:25のチャイムが鳴ったときに教室にいない場合は遅刻とする。
- (2) 遅刻をしたときは職員室に寄り、学年の先生に申し出てから教室へ行く。
- (3) 帰りのST終了までに下校した場合は早退となる。
- (4) 最終下校事項15分前には部活動やその他の活動を終了し、最終下校時刻には校門から出るようにする。(11・12・1月16:30 それ以外17:00)
- (5) 学級書記は、1時間目開始までに背面黒板に欠席者・遅刻者・早退者を記入する。
副級長は、下校までに学級日誌に欠席者・遅刻者・早退者を記入する。
- (6) 厚生委員は、朝のSTで健康観察をし、出欠状況を健康観察板に記入する。また、1時間目の開始までに各学年の出欠ボードにも記入する。
- (7) 朝のST終了までに名札を付ける。忘れた生徒は紙名札を付ける。

2. 教室・廊下・ベランダ

- (1) 他の教室(特別教室を含む)には勝手に入らない。
- (2) 他学年のフロアへは基本的には行かない。
- (3) カバン・体操服等は、後ろのロッカー等にしまう。基本的には机の横には物をかけたり、置いたりしない。
- (4) 指定された場所以外には、私物を置かない。(後ろのロッカー上など)
- (5) ベランダ(1階も含む)は、清掃時や非常時以外は出ない。

3. 職員室

- (1) 入室の際は、学年・クラス・名前を名乗り、入り口で要件のある先生を呼んでもらう。
※例:「失礼します。〇年〇組〇〇です。〇〇先生いらっしゃいますか。」
- (2) 職員室へ入室の際は、カバン・荷物・防寒着等は廊下に置いてから入室する。
- (3) 先生の指示がない場合は職員室の奥まで入室しない。

4. 学校の施設

- (1) 教室移動は静かに歩いて移動する。大きな声を出したり口笛を吹いたりしない。
- (2) 体育館へは、スリッパ・土足で入らない。体育館シューズ もしくは 靴下・素足の状態で入る。体育館まわりのエイトチェッカー（青色のシート）には、土足で上がらない。
- (3) トイレは、指定された場所を使う。
 - (1年：中館1階トイレ、2年：中館3階トイレ、3年：北館2・3階トイレ)
 - 北館2階職員用トイレは使用しない。
- (4) 各学年の予備のトイレは、緊急時や混雑時に使用する。
 - (1年：北館1階トイレ、2年：中館4階トイレ、3年：北館4階トイレ)

5. その他

- (1) 学校生活に不必要なものはもってこない。（お金・スマホ・ゲーム・菓子類など）
- (2) 放課中にタブレットを使用しない。ただし、授業の課題や係・委員会の仕事などで使う場合は使用してもよい。
- (3) 室内で防寒着を着用する場合は、先生の指示に従って着用する。
- (4) 制汗剤、日焼け止めはあまり匂いのしないものを使用する。（使用場所は更衣場所）
 - ・制汗剤 ：シート状のもの。スプレータイプは周囲に拡散するため不可。
 - ・日焼け止め ：肌の色が極端に変わらないもの
- (5) 登下校の際には、右側通行・左右確認などの交通マナーを身につけ、交通ルールを徹底する。

風水害

登校

「大雨（大雪）特別警報」「暴風（暴風雪）特別警報」が発表されている場合

- ・午前6時30分までに解除された場合は、発表中の他の警報等を確認し、登校時刻は tetoru やホームページでお知らせします。
- ・午前6時30分までに解除されない場合は休校です。

「暴風（暴風雪）警報」が発表されている場合

- ・午前6時30分までに解除された場合は、通常どおりの授業を行います。
- ・午前6時30分から午前11時までに解除された場合は、午後1時より授業を行います。
- ・午前11時までに解除されないときは、休校です。

「大雨（大雪）警報」「洪水警報」「雷注意報」「竜巻注意情報」「記録的短時間大雨情報」が発表されている場合

- ・通常通り授業を行います。
- ※子どもの安全のため、保護者の判断で自宅待機する場合は、保護者から学校に連絡をお願いします。その場合は欠席扱いとはなりません。

下校

「大雨（大雪）特別警報」「暴風（暴風雪）特別警報」が発表された場合

- ・すみやかに授業を中止します。
- ・以後は、気象状況や通学路の状況に応じ学校より指示を出します。

「暴風（暴風雪）警報」が発表された場合

- ・すみやかに授業を中止します。
- ・下校にあたり、通学路などに危険が予想される場合は学校待機とし、下校可能な場合は下校します。

「大雨（大雪）警報」が発表された場合

- ・授業は継続して行いますが、課外活動は中止します。
- ※子どもの安全のため、保護者の判断で子どもを迎えに来た場合は、下校できます。その場合は、早退扱いとはなりません。

「洪水警報」「記録的短時間大雨情報」が発表された場合

- ・授業は継続して行いますが、課外活動は中止します。
- ・下校にあたり、通学路などに危険が予想される場合は学校待機とし、下校可能な場合は下校します。

「雷注意報」「竜巻注意情報」が発表された場合

- ・屋内で待機するなどの対応をします。
- ・下校にあたり、通学路などに危険が予想される場合は学校待機とし、下校可能な場合は下校します。

災害時の登下校について

地震・津波

登校

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」「大津波警報」「津波警報」が発表されている場合、または、震度5弱以上の地震が発災した場合

- ・登校せず自宅待機とします。
- ・翌日以降は自宅待機とし、学校から連絡があった場合、連絡内容に従ってください。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されている場合

- ・通常通り授業を行います。原則として課外授業は中止します。

※子どもの安全のため、保護者の判断で自宅待機する場合は、保護者から学校に連絡をお願いします。その場合は欠席扱いとはなりません。

下校

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、または、震度5弱以上の地震が発災した場合

- ・すみやかに授業を中止します。
- ・保護者への引き渡しを行います。
- ・翌日以降は自宅待機とし、学校からの連絡を待って登校してください。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

- ・授業は継続して行いますが、課外活動は中止します。
- ※子どもの安全のため、保護者の判断で子どもを迎えに来た場合は、下校できます。その場合は、早退扱いとはなりません。

「大津波警報」「津波警報」が発表された場合

- ・すみやかに授業を中止します。
- ・保護者への引き渡しを行います。

お知らせ

災害時の登下校の内容は、見直しをされることがあります。学校から新しいお知らせが配付されましたら、古いものを破棄し、新しいものでご確認ください。

問い合わせ先

知多市教育委員会学校教育課 電話0562-33-3151

知多市立八幡中学校 電話0562-34-3770